事業者の飼育動物に対する動物診療に係る要綱

(目的)

第1条 この要綱は、千葉市動物公園内で事業を行うもの(以下、「事業者」という。) の所有する動物に対して、動物公園に所属する職員(以下、「当園職員」という。)が 検査、治療及びそれに付随する行為(以下、「診療行為」という。)を行う場合に必要 な事項を定めるものとする。

(申請等)

- 第2条 事業者は、動物の診療行為を当園職員に依頼するときは、別に定める様式(様式第1号)により事前に申請するものとする。
- 2 当園職員は、事業者の所有する動物に診療行為が必要と認めたとき、事業者に対して診療行為を受けるよう指示することができる。この場合、事業者の申請は要しない。(費用負担)
- 第3条 診療行為にかかる費用は、全額事業者が負担するものとする。
- 2 診療行為にかかる費用とは、次の経費をいう。
- (1) 人件費

当園職員一人一時間あたり5,000円に、診療行為に要した人数と時間数を乗じて求めた金額(時間数については、30分ごとに切り上げ処理する。)

- (2) 医薬材料費及び消耗品費
 - 診療行為に要した実費金額
- 3 当園職員は、診療行為が終了したのち、別に定める様式により事業者に費用請求するものとする。

(免責事項)

第4条 当園職員は、診療行為に起因して生ずる損害について一切の責任を負わないものとし、このことについて事業者の承諾が得られた場合のみ、診療行為を行うことができる。

(協議事項)

第5条 この要綱に定めのない事項については、双方協議のうえ決定するものとする。

附則

この要綱は、平成28年7月20日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年3月31日から施行する。

千葉市動物公園長様

事業者名 代表者氏名

診療依頼申請書

千葉市動物公園内において当方が飼育しております動物に対して、下記のとおり検査、 治療等を依頼いたします。

記

- 1 対象動物
- 2 検査、治療内容等 対象動物の状態に応じて、必要な処置をお願いします。
- 3 免責事項 当社は、上記に依頼しました診療に際して生じた、当社に対 するいかなる損失・損害等につきまして、千葉市に対し一切 責任を問わないものとします。